

敷田年治『古事記標注』の翻刻と研究（二）

井上 隼人

小野 謙巳

凡例

一、敷田年治『古事記標注』は、森吉兵衛出版（明治十一年六月刊、裏表紙見返しに文榮堂前川善兵衛の書肆名あり）七冊を底本とした。

一、翻刻に際して、底本の漢字（特に異体字等）は内容理解を妨げないために、なるべく平易に活字化するよう努めた。また、底本内で混用される文字は、平易な字体に統一した。

一、翻刻に際して、底本の状態によつて判読不能な文字は別本を確認し、その上で判読不能と断じた場合は■によつて示した。誤植とみられる表記についても、底本のままとした。

一、翻刻に際して、底本の小書双行注は〔 〕で括り、大字で示した。

一、底本では注釈の区切りを示す○印がすべて追込みにしてあるが、読みやすさを考慮して○印ごとに改行した。

一、翻刻本文は二段組みで示し、下段に『古事記標注』の本文、上段に本居宣長『古事記伝』の説を抄出して掲げた。

『古事記伝』は大野晋編『本居宣長全集』第九卷～第十二卷（筑摩書房、昭和四十三年七月～昭和四十九年三月）

を用いた。

一、『古事記標注』の本文と訓読は『古事記伝』と校合を行い、『古事記伝』に異同がある場合は上段にその旨を記した。校異は片仮名を付して示し、異訓は算用数字を用いて示した。

一、『古事記伝』の注釈は、『古事記標注』と異なる見解が示されている箇所を抄出した。

一、『古事記標注』の本文翻刻は小野諒巳が行い、『古事記伝』との比較検討は井上隼人が行った。

古事記標注中巻之上（神武大后選定（開化天皇））

1マシシ 2アヒラヒメヲシテ
3バシラ

故^{カレマシシ}₁坐^{ヒムカニ}₂日向^{トキ}時、娶^{メシテ}₂阿多之小椅君妹、名^{ナハ}₂阿比良比賣^{アヒラツヒメヲ}、「自^レ阿以下^{アタノヲ}バシノキミノイモ」
五字以^{ウミマセルミコ}レ音^{タギシミミコト}生^{ツギニキス}子^{ミミノミコト}、多藝志美美命、次岐須美美命、二^{フタ}柱^{ハシラマセリ}坐也³

○小椅君は、地名に依れる人名なり、
【阿多は大名にて、其中にある小椅と
いふ地なるべし、此地物に見えざれ
ども、必然るべし、（略）】

○（多藝志美々命について）若は倭建^シ_ノ命段^ノに、吾足不^{アガアシズ}得^エ歩^{ナセリ}一成^{タタギシ}_二當藝斯^{カタチ}形^一とある、此物に因れる御名か、
(略)耳は尊稱にて、忍穗耳命など
の耳と同じ、

○阿多之小椅君の、阿多ハ、薩摩国の郡名也、神代紀に、火闌降命即^チ吾田君、
小橋等之、本祖也、とあれバ、小椅ハ、名なり

○阿比良比賣、紀に吾田邑、吾平津媛、とあり、和名抄に、薩摩国、日置郡に、
合良郷あり、阿多と、日置は、地を接へたり、然るに、大隅国郡名に、始羅^{アヒラ}あり、
同国大隅郡にも、始臘郷あるを見て、此の地名を、大隅ならむと思ふめる
ハ非也、彼國に、阿多てふ地名の、ある事を、聞かざれば也

○多藝志美々命、紀に、手研耳命に作れり、名義、考なし

○岐須美々命、紀に洩たり、記傳に、御兄の御名の、少^カ異^{コト}なりしが混^ヒて、
二柱に傳^ヘしにやと云^ヘり

1シカレドモ 2マギタマフ
3カミノミコナリトマヲスヲトメアリ
4ソヲ 5カミノミコナリト

1然^{サレドモ}更^{サラニ}、²求^{マキ玉フ}下為^{オホギサキト}一大^{ヲトメヲ}后^{トキニ}一之^{オホクメノミコトノマヲサク}美人^上時、^{トキニ}大久米^{オホクメノミコトノマヲサク}命曰^ハ、此間^{アリ}₃有^{アリ}一媛女^{ヲトメ}、
是謂^{カミノミコト}二神御子^一、⁴其所^{ソレユ}三以^{エマヲス}謂^{カミノミコト}二神御子^一者、三嶋^{ミシマノミヅクヒノムスメナハセヤダタ}渥^ハ昨^{ナハセヤダタ}之女^{ナハセヤダタ}名勢夜陀多

6カハヤニイレル 7ニヌリヤ
8カハヤノシタヨリ

良比賣、其容姿麗美故、美和之大物主神、見感而、其美人⁶為^{クソ}大便^一之時化^{トキニナリテ}
二丹塗矢^{ニヌリノヤニ}自下其⁸為^{マル}大便^{クソ}之溝流^{ツキ玉ヒキ}下上突^{ソノヲトメノホトヲ}
二其美人之富登^一〔此^二字以^レ音下效^レ此〕

○爲大便は、加波夜爾伊禮流と訓べし、日代宮段に、朝入レ廁之時云々、と云例もあればなり、【此を師は、久曾麻流と訓れき、そは上卷に屎麻理、書紀神代卷に、送糞此云俱蘇摩屢^{ルト}などあれば、然もあることなれども、彼はその糞を主として云る處なるを、此は同事ながら、糞の事を云る處に非れば、然訓はわろし、（略）】○爲大便之溝流下、此七字を訶波夜能斯多と訓べし、古廁は、溝流の上に造て、まりたる屎は、やがて其水に流失る如く構^{カマヘ}たる故に、【今世にも如此構^{カマヘ}たるものあるなり、】河屋とは云なり、

○神御子ハ、神の御靈の、人に現れて、女に御合て、生坐る御子を云フ○三嶋ハ、攝津国ノ郡名にて、雄略紀に、既三嶋郡、とあるを、後に上下に、分置^ス○渥咋、式に嶋下郡、溝咋神社あり、今溝杭ノ莊とも、云^ヘれバ、人名の地名となりたる也

○勢夜陀多良比賣の、勢夜ハ、大和志平群郡に勢夜村^{セヤ}あり、太子傳曆に、勢夜ノ里とあるも、此地なるべし、字鏡に、莘字を、太々良女、と注せり、内膳式、雜菜ノ中に、多々良比賣花搗三斗、とあり、是ら此に、由ある名にや

○美和ハ、大和國、城上郡の地名也

○大物主神は、式に同郡、大神大物主神社、とありて、大穴牟遲命の、和魂を祭れり、物とハ、上の物部ノ下に、注^{イハ}るか如し

○大便ハ、縣居翁の訓めるに從ふ、是を、カハヤニ、イルと訓ミては、此記の例に違へり、景行ノ段に、入^レ廁之時とあるを見^ルべし

1ナリトマヲシキ

- 丹塗矢ハ、丹以て彩れる、矢なるべし、山城風土記にも、見えた
 ○溝流下は、ミゾと訓べし、溝ハ水の流下る処なれば、義を以て書けり
 ○富登ハ、陰門にて、上に注^ヘり

カレソノヲトメ オドロキテタチハシリ
 尔其美人、驚而立走、伊須須岐伎「此五字以音」乃將來其矢、
 置二於床邊一、忽成麗壯夫一、即娶其美人一、生子名、
 謂二富登多多良、伊須須岐比賣命、亦名、謂二比賣多多良、伊須氣余
 理比賣一、「是者、惡ニクミテソノホトヘイフコトヲノチニカヘルミナヘリ
 御子ミコトハ一ナリ也」故是以、謂二神

○伊須須岐、大殿祭詞に夜女能伊須々伎、とも有^リ驚て立走る状也と、記傳
 に云^ヘり

○富登多々良、伊須々岐比賣の、富登ハ、陰門也、多々良ハ、御母の御名を、
 繼キ給へり、伊須々岐ハ、此の趣を、とれり
 ○伊須氣余理比賣の、伊須氣ハ、伊須々岐の、略轉也、余理ハ、親む詞にて、
 依頼^{ヨリヨリ}に、おなし、紀に、媛踏舗^{ヒメタラスヒメ}五十鈴媛に作^レり

1「爾」施訓なし 2（白・・・曰ま
とめて）マヲシケラク 3「乃」施訓
なし 4（歌謡のあとに読み添えて）
ウタヒケレバ 5（「知杼理」三字）
チドリ 6「爾」施訓なし 7（「答歌
曰」を歌謡のあとに読み添えて）ト
ウタヒテゾコタヘケル

於レ是七媛女、遊行於高佐士野、〔佐士二字以レ音〕伊須氣余理比賣、在二
其中一、尔大久米命、見其伊須氣余理比賣、而以レ歌、白於天皇
曰、夜麻登能、多加佐士怒袁、那那由久、袁登賣杼母、多禮袁志、摩
加牟、尔伊須氣余理比賣者、立其媛女等之前、乃天皇見
其媛女等一而御心、知三伊須氣余理比賣、立於最前、以レ歌

答曰、加都賀都母、伊夜佐岐陀豆流、延袁斯麻加牟、尔大久米命、
以二天皇之命、詔其伊須氣余理比賣一之時、見其大久米命、黓利
目一而、思レ奇、4歌曰、阿米都都知、杼理麻斯登登、那杼佐祁流、
斗米、6尔大久米命、7答、歌曰、袁登賣尔、多陀尔、阿波牟登、和
加佐祁流斗米

○高佐士野は、歌に夜麻登能とはあれども、何郡ならむ詳ならず、【大和志に、十市郡南浦村にありと云るは、何の據あるにか、例のおぼつかなし】（略）
○加都賀都母は且々もあり、こは事なり、

○高佐士野ハ、大和志に、十市郡、南浦村に在リと云へり
○夜麻登能ハ、大和之なり
○那々由久ハ、七行にて、七媛女を云フ
○多礼袁志、摩加牟ハ、誰を将レ覓にて志ハ助辞なり、扱覓は總て清音に、
よむべし、此余猶例おほし
○加都賀都母ハ、雅俗にも通ひて、常云フ語也

○利目は、視ることの明らけき目なり、
 ○阿米都々【四音一句なり】、知杼理
 麻斯登々、此二句甚解り難し、され
 ど例の試に強て云ば、鳥の名四歟、
 そは阿米は詳ならねど、若くは和名
 抄に、胡鶯子阿萬止里とある、是を
 阿米とのみ云るにや、都々は鶴鵠の
 一名、一または阿米都々は、千鳥の
 枕詞にもあらむか、されど其意は未
 思ひ得ず、知杼理は古歌に多く見え
 て論なし、麻斯登々は、（略）眞鶲
 ならむか、

○（一首の意について）彼より、何さ
 けるとめと、奇しみとがめたるに應
 へて、如此吾裂たる利目は、天皇の
 御爲に、汝に行遇て、見つけむとぞ、
 と云なせる歌なり、

○伊夜、佐岐陀氏流ハ、最先立有也
 ○延袁斯、麻加牟ハ、善を將レ覓にて、斯ハ助辭也、扱善トハ、愛^{ウルハシ}き少女
 を云フ
 ○黥利目ハ、目の裂たる状に、見えしなるべし、利目ハ、字の如し
 ○阿米都々知杼理云々、是は甚解がたけれど、己が考へは次に云べし、記傳に、
 阿米ハ胡鶯子也、是を阿米とも云へる也都々は、鶴鵠、知杼理ハ千鳥麻斯登々は、
 真巫鳥也、と云ヒて、鳥名四^{タツラゴト}ならべて解けり、阿米ハ、本草ノ訓注に、鶴鵠を、
 よめれば、何レも鳥ノ名として、聞かば、聞えもすべけれど、次ノ句に、續けざれば、
 無用語と云フベシ、又上の四鳥等の、目の裂たる状にも、見えざれバ、左にも
 右にも、記傳の説ハ、採リがたし、年治云フ、神代紀に、底土ノ命を、底筒とも
 通はし云ヘレバ、阿米ハ天、都々は、地にて、知はトの、古音なる事、音韵啓蒙に、
 云るが如し、杼ハ一本に、梯^テに作れるを、是とす、登ハ人の略にて、下ノ登ハ
 助辭也、那杼ハ何にて、佐祁流斗米ハ、裂有利目也、一首の意ハ、天と地とに
 照坐ばかり、美しき人と、見ゆるを、何故に、目を利く、裂けるらむと也
 ○袁登賣爾ハ、媛女に也
 ○多陀尔阿波牟登ハ、直将^レ逢と也、搦答^ヘたる意は、己レハ元より美男なる
 ゆゑ懸想を、受クまじきため、預メ目を裂たりと、戯^{サレ}たる甚をかし

1サヰガハノベニアリキ（上は邊と云ことなり、辨と訓べし）

故其嬢子、白之仕奉一也、於レ是伊須氣余理比賣命之家、在一狭

カレソノヲトメニコトノイヘ

井河之上、天皇、幸行其伊須氣余理比賣之許、一宿御寢坐、也

ヒトヨミネマシキ

河、謂佐韋河、由者、於其河邊、山由理草多在、故取其山由理
草之名、号二佐韋河一也、山由理草之、本名云二佐韋一也

○仕奉とハ善をし覓むと、詔給へるを承たり

○狹井河、式に、大和国、城上郡、狹井坐、大神荒魂神社、とある邊の、
河なるべし

○許ハ字の如し、此語万葉より後ハ數見えたれバ古言とすべし

○山由理草ハ、一種野生、深紅の百合あり、これなるべし、佐韋てふ名ハ、
書に見えす

1オホミヤノチニ

ノチニソノイスケヨリヒメ、後其伊須氣余理比賣、參入宮内之時、天皇、御歌曰、阿斯
ハラノシケコキヲヤニ、波良能、志祁去岐袁夜迹、須賀多多美、伊夜佐夜斯岐弓、和賀布多理泥斯

○抑此比賣の家は、然云ばかりの醜

○阿斯波良能ハ、葦原にて、葦の生たる、処を云フ
○志祁去岐、袁夜迹ハ、繁き小屋の、延ヒたる也、是ハ媛女の、家の賤しかりし、

屋には非るべけれど、天皇の大宮に
比べては、こよなかりけむ故に、如^カ
此はよみ給へるなりけり、

1 シカシテ

状を詔^{サマ}へり

○須賀多々美ハ、菅を編^ミて、作れる畳也

○伊夜佐夜、斯岐^ニ豆^ハ、彌^{イヤササ}清敷而なり

○和賀布多理泥斯ハ、朕二人寝しにて、斯ハ過去^{スギニ}し詞也

1 然而、阿禮坐之御子名、日子八井命、次神八井耳命、次神沼河

耳命、〔三柱〕

○阿礼坐ハ、生坐るなり

○日子八井命、日子ハ、称^ヘ名、八井ハ、地名か、考へし、是ハ次に、神八井耳命、とある御名を、少^カ呼^ヒ替^ヘて、御兄として、傳^ヘたるか、將姓氏錄に、神八井耳ノ命ノ男、彦八井耳命、とあるを、御兄弟として、誤^リ傳^ヘたるなるべし、紀に、此皇子の、見えざるを、是とすべし

○神八井耳命、神も耳も、称^ヘ名也

○神沼河耳命、沼河地名なるべし

故天皇崩後、其庶兄、當藝志美美命、娶其嫡后、伊須氣

カレスメラミコトカンアガリマシテノチ

1崩

ソノマセ

タギシミノミコト

タハクル

ソノオホキサキ

タハクル

ソノオホキサキ

タハクル

ソノオホキサキ

タハクル

ソノオホキサキ

タハクル

ギサキ 3ミバシラ 4ウタヨミシ
テ 5ソノミウタ

余理比賣一、之時、^{トキニ} 将^{ムトシ}レ殺^{シセ}其^{ソノミハシラノオトミコタチヲ}弟^{ハカリゴツホドニ}一而、謀之間、^{ソノミオヤイスケ}其御祖伊須氣

久毛多知和多理、^{クモタチワタリ}宇泥備夜麻、^{ウネビヤマ}許能波、^{コノハ}佐夜藝奴、^{サヤギヌ}加是布加牟登須、^{カゼフカム}又歌曰、^{トス}佐韋賀波用、^{サヰガハヨ}
宇泥備夜麻、^{ウネビヤマ}比流波、^{ヒルハ}久毛登韋、^{クモトヰ}由布佐禮婆、^{ユフサレバ}加是布加牟登曾、^{カゼフカムトゾ}許能波^{コノハ}

佐夜牙流^{サヤゲル}

○〔娶〕の表記について）此もたゞ^{ココ} 交通せむとし給ふをいはば、將字欲^{マグハビ} 字などを加て書べきに、然はあらで、直に娶と書るは、若くは既に其事ありしにもやあらむ、

○庶兄^ハ、字鏡に、万々兄^セ、と注せり、是ハ間々兄^{マハセ}也と、谷川氏云^ヘり

○娶ノ字に、タハケてふ訓はあらねど、義に違ひて交れるゆゑ、然よめり、但シ次の御歌の意を思ふに、實ハ^{タハケ}軒^{ハシ}むと、思起し給ふのみ、なるべし、からバ娶ノ字ハ將軒^{ハシ}の、誤^リならむかし

○佐韋賀波用ハ、從^ニ狹井河^一也

○久毛多知和多理は、雲立渡り也

○宇泥備夜麻ハ、畝火山也

○許能波、佐夜藝奴ハ、木葉驛^ヌ也

○加是布加牟登須ハ、欲^ニ風吹^一也、一首の意ハ、顯れて聞えたり

○比流波、久毛登韋ハ、晝者雲と居にて、潛^{ヒツ}まりて、動かぬを云^フ

○由布佐礼婆、按に春されば、秋されば、など云^ヘるも春にしあれば、秋に

1 シセタマヘトマヲシタマヒキ
 2 イロト 3 モタセル 4 タケヌナ
 カハミミノミコトトモ（こは本の神カム）
 を建^{タケ}と更^{アラタ}めたるにはあらず、是時より亦御名に如^{カク}此も申せりといふなり、上の亦字に其意見えたり、）
 5 アタ 6 「仇」施訓なし）エシセ
 タマヒヌ（得殺仇は、延志勢賜比奴アタ
 と調べし、仇字は讀べからず、仇を
 と云ことは、上にあるを、此に又云
 むは、煩はしければなり、また得殺
 とあるをば、常には殺すことを得と
 訓ども、其は漢籍讀なり、延志勢と
 云ぞ古言なる、） 7 トアル

於^{ニコ}是^{ソノミコタチキシリマシテ}、其御^{オドロキテスナハチ}子聞^{シタマフ}知^{シタマフ}而^{シタマフ}驚^{シタマフ}乃^{シタマフ}、為^{シタマフ}レ將^{シタマフ}殺^{シタマフ}當藝志美美^{トキニ}之時^{トキニ}、神^{カム}
 沼河耳命^{ヌナカハミノミコトマヲシ玉ハク}、曰^{ソノイロセ}一^{カムヤキ}其兄^{ミノミコトニ}、神八井耳命^{カムヤキ}一^{ナネ}那泥^ナ、〔此二字以^{タギシミミヲ}音〕汝^{ナガ}
 命^{ミコトリテツハモノヲ}持^{リテ}兵^{イリテシセ玉ヘト申キ}、入^{リテシセ玉ヘト申キ}而^{タギシミミヲ}殺^{カレトリテツハモノヲイリテ}、^二當藝志美美^{トキニ}、故^{テアシワナナキテ}持^{リテ}兵^{イリテシセ玉ヘト申キ}、入^{リテシセ玉ヘト申キ}以^{ムトシ玉フ}、將^{シセ}殺^{シセ}之^{カレコニ}
 時^{トキニ}、手足和那那岐豆^{ナナキテ}〔此五字以^{タギシミミヲ}音〕不^{ザリキ}得^{エシセ玉ハ}殺^{カレコニ}一^{カレコニ}、故^{オト}尔^{カムヌナ}、其²弟^{カムヌナ}、神沼^{カレマタ}
 河耳命^{カハミノミコトニマヲシ玉ハク}、乞^{コヒ}取^{トリテソノイロセノル}其^兄、³所^{モタ}レ持^{リテ}之^{ツハモノヲ}兵^{イリテシセ玉ヘキ}、入^{リテシセ玉ヘキ}殺^{タギシミミヲ}、^二當藝志美美^{トキニ}、故^亦
 称^{カハミノミコトヲ}其^{御名}、謂^{タケヌナカハミノミコト}二^{カミトマニ}建沼河耳命^{カミトマニ}一^{カミトマニ}、尔^{カムヤキ}神八井耳命^{カムヤキ}、讓^{ユツリテ}二^{カミトマニ}弟^{カムヌナ}建沼^{カムヌナ}
 河耳命^{カハミノミコトヲ}一^{アニナレ}曰^{タケヌナカハミノミコトマニ}、吾者不^{ベカラフ}能^{タケヌナカハミノミコトマニ}殺^{タケヌナカハミノミコトマニ}仇^{アダヲ}、汝命既⁶得^{タケヌナカハミノミコトマニ}一^{アレハタスケテ}殺^{タケヌナカハミノミコトマニ}仇^{アダヲ}、故吾雖^{カレアハドモ}
 連^{ムラジ}、手嶋連之祖^{テシマムラジノオヤ}、汝命^一、為^ニ忌^{アメノシタ}人^一而^{アレハタスケテ}仕^{扶^二}奉^{タスケテ}也^{マムタク}、故其日子八井命者^{マムタク}、〔茨田^{ヒノキミ}火君^{ヒノキミ}、大分君^{オホキダノキミ}、阿蘋君^{アソノキミ}、筑紫^{ツクシ}、三家連^{ミヤケノムラジ}、雀部臣^{サミキボノオミ}、雀部造^{サミキボノミヤツコ}、坂合部連^{サカヒベノムラジ}、小長谷^{ヨハツコ}、常^{ヒタ}、都祁直^{ツケノアタヘ}、伊余国造^{イヨノクニノミヤツコ}、科野国造^{シナヌノクニノミヤツコ}、道奥^{イハキノクニノミヤツコ}、石城国造^{ヨハツコ}、常^{ヒタ}〕
 云ぞ古言なる、） 7 トアル

しあれバと、云^フ事にて、春にのにを省きシアを切^ムれバ、即春されバ、と
 なる也、夕^{ユフ}されば、もおなじ、是を春になれバ、秋になれバ、の意として、
 春が來れバ、の意也と、思ふめるは、精^シからず、立春立秋の、哥ならでも
 然云^{シカ}准^ヘて知べし

道、仲國造、長狹国造、伊勢、船木直、尾張、丹羽臣、嶋田臣等之祖也

○聞知ハ、御歌の意を、聞知_リ給ふ也

○那泥ハ、上代、男女に涉り、親む詞也

○兵は、刀矛等の、総名を云_ヘり、記傳に、_{ツミハモノ}鐸物なり、と云_ヘり_{ツミハ}鐸とハ、太刀のツバを云_フ

○和那々岐氏ハ、書紀に、慄然又栗々、をよめり、手足の震ふをいふ

○建沼河の、建ハ、御威_{ミイキホヒ}の、勝れ給ふを称_ヘ申せり

○忌人ハ、神事を以て、輔_ケ奉給_フを云_フ

○日子八井命ハ、上にも云_ヘる如く、御名の混入_リ_{マガヒ}たる也

○茨田連、和名抄に、河内国、郡名茨田_ハ萬牟多、と注せり、土人は、マツタと云_フ、姓氏録に、茨田連_ハ、多朝臣同祖、神八井耳命ノ男、彦八井耳命之後也、とあるぞ、正しき傳_ヘなる

○手嶋連、和名抄に、摂津国、郡名、豊嶋_ハ天之万_{テシマ}、と注せり、此地に因れる姓也

○意富臣、和名抄に、大和国、十市郡、飫富郷あり

○小子部連ハ、雄略紀に、命_ニ螺羸_一、聚_ニ国内ノ蚕_一、於レ是螺羸_ニ、誤_テ聚メ嬰兒_一_{スガルニ}奉_ニ獻天皇、天皇大咲云々、賜レ姓、為_ニ小子部連、天武十三年ノ紀に、賜レ姓曰_ニ宿祢_一、とあり、和名抄に、越中國、婦員郡、鄉名、小子ハ知比佐古、と注せり、此氏人の、住し地なるべし

○坂合部連、按にこの皇子の御末に、坂合部氏ある事、不審_{イフカ}し、姓氏錄皇別の、坂合部ハ、大彦命之後也、と記し、大彦命ハ、孝元天皇の皇子也、又天孫ノ部に、載セたる坂合部ハ、火明命之後也とも、火闌降命之後也、ともあり、是等混れたるなるべし

○火君ハ、肥後風土記に、舉_ニ健緒組之勲_一、賜_ニ姓名_一、曰_ニ火ノ君健緒組_一、姓氏錄に、肥ノ直_一ハ、多ノ朝臣同祖、神八井耳ノ命ノ後也、とあり

○大分君、和名抄に、豊後国、郡名、大分_ハ於保伊多、と注せり、大_{オホキ}の轉也、土人はオイタ、と云_{ヘリ}

○阿蘓君ハ、肥後国の郡名也、国造本紀に、阿蘓国造_ハ、瑞籬ノ朝ノ御世、火ノ國造同祖、神八井耳命ノ孫、速班玉命_ヲ、定_ニ賜国造_ニ

○筑紫、三家連、和名抄に、筑前国、那珂郡、三宅、同_ク筑後国、上妻郡、三宅の郷名有_リ、又繼體紀に、糟屋ノ屯家_{ミヤケ}、穗波ノ屯倉鎌ノ屯倉、など見ゆ、糟屋以下、筑前国の郡名也、是等より、出たる姓なるべし、

○雀部臣、和名抄に、参河国、寶飫郡、郷名雀部を、散々倍^{サバ}、と注せるは略也、上野国佐位郡郷名雀部は、佐々伊倍と、注せるハ轉也

○雀部造、舊事紀に、神八井耳命、雀部造等ノ祖、と有り

○小長谷造、武烈天皇の御名を、小長谷若^{ヨハツセワカサギキ}雀命、と申シ彼ノ段に、天皇无^ニ太子^一、故為^{ミコシロ}御子代^二、定^三小長谷部^一、とあり記傳に、此姓ハ、神八井耳命の、御末彼ノ小長谷部にて、ありしが、姓とせる、なるべし、と云^ヘり、天武十二年ノ紀に、賜^レ姓曰^レ連とあり

○都祁直、和名抄に、大和国、山辺郡、都介郷あり此地に、因れる、姓な
るべし

○伊余国造ハ、国造本紀に、伊余国造^ハ志賀高穴穗^ノ朝^ノ御世、印幡国造、同祖、敷桁彦命^ノ児、速後上命定^二賜国造^一、とあり即^チ神八井耳命の御末也

○科野国造ハ、信濃国也、国造本紀に、科野国造^ハ、瑞籬朝^ノ御世、神八井耳命孫、建五百建命、定^二賜国造^一

○道奥、石城^ノ国造、道奥ハ、陸奥也、石城ハ同国郡名にて、磐城也、是より後ながら、養老二年五月紀に、割^二陸奥国之、石城、標葉^{シバ}、行方^{ナメカタ}、宇太、亘理、菊多、六郡^一置^二石城国^一とあり、此皇子の、御末彼国造に、任し事書^モに洩たり

1 モモチマリ

○常道、仲国造常道ハ、常陸にて、仲ハ同国郡名、那珂なり、国造本紀に、仲ノ国造、志賀高穴穂朝ノ御世伊豫国造同祖、建借馬命、定ニ賜同造」とあり、長狹國造、長狹ハ、安房国の郡名也

○伊勢船木直、記傳に、多氣郡に、舟木村あり、と云々り

○尾張、丹羽臣、丹羽ハ、同国郡名也

○嶋田臣、和名抄に、尾張国、海部郡、嶋田郷あり、姓氏錄に、嶋田臣ハ、多朝臣同祖、神八井耳ノ命之後也、五世孫、武惠賀前命ノ孫、仲臣子上、稚足彦天皇ノ御代、尾張國、嶋田ノ上下二縣ニ、有ニ惡神ニ遣ニ子上、平ニ服之、復命之日、賜ニ号嶋田臣一也、とあり、弘仁十四年ノ紀に、改ニ臣姓、為ニ朝臣

カムヌナカハミノミコトハ
神沼河耳命者、シロシメスキ アメノシタ
モアマリミソナツ
壹伯参拾漆歲、治ニ天下一也、凡此神倭伊波禮毘古天皇御年、
アリウネビヤマノキタノカタ
カシノヲウヘニ

1
壹伯参拾漆歲、御陵、在ニ畝火山之北方、白檣尾上一也

○白檣尾上ハ、白檣ノ樹の、生立てる尾上也、諸陵式に、畝傍山、東北ノ陵、畝傍ノ檣原ノ宮御宇シ神武天皇也、在ニ大和国高市郡、兆域東西一町、南北二町、守戸五烟、とあり、大和志に、在ニ四條村一と云ヒ、前皇廟陵記にハ、字神武田、と云々る由を記し、元禄十一年、細井某が、記せる、山陵図にも、四條村にて、

高一丈惣垣回、二十六間、字福塚、と云よし記せり、是等、記傳にも、論ヒ
あり猶能ク考べし

◎綏靖天皇

1カヅラキ 2コノスメラミコト

神沼河耳命、坐_ニ^一葛城高岡宮、治_ニ^一天下也、此天皇、
妻_ニ^一師木縣主之祖、河俣毘賣、生御子、師木津日子、玉手見命、
柱_ニ^一天皇、御年肆拾伍歲、御陵在_ニ^一衝田岡也

○神沼河耳命ハ、後に綏靖、と謚奉れり

○葛城ハ、神武紀に高尾張ノ邑、有_ニ^一土蜘蛛_ニ^一云々、_ニ^一皇軍結_ニ^一葛_ノ^{アミヲ}網_ニ^一而、掩襲_{シテ}殺之、因改_ニ^一号其邑、曰_ニ^一葛城

○高岡宮、大和志葛上郡ノ條に、在_ニ^一森脇村、と云^ヘり

○師木縣主、師木ハ、紀に磯城に作り、即大和国の、郡名となりて、後に、
上下に分^レたり、姓氏錄に、志貴連^ハ、神饒速日命^ノ孫、日子湯支命之後也、
とあり、記傳に、此日子湯支命の世より、始て師木に居住て、其ノ縣主にして、
いまた物部ノ連と云称ハ、なかりし故也、と云^ヘり、天武十二年紀に、磯城^ノ
ほ河内より出たるなるべし、所生御子、河内國にかた^ド由縁^{ユエヨン}あれば
なり、

○河俣毘賣、式に、大和國高市郡、川俣神社あり、此地に依リたる、名なるべし

○師木津日子玉手見命、師木ハ、御母の居所を、負^ヒ給ひ、玉手ハ、葛上郡の地名なり、見ハ、耳の略にて、尊称

○肆拾五歳、紀に年八十四とあり

○衝田岡、紀に桃花鳥田丘、に作れり、諸陵式に、在^ニ大和国高市郡^ニ兆域東西一町、南北一町、守戸土烟、とあり、前皇廟陵記に、俗云^ニ鳥田丘、在^ニ久米寺^ノ戌亥^一、と云、大和志に、在^ニ慈明寺村東南^ノ丘^一、俗呼^ニ主膳家^一、と記し、日本紀通證の説も、おなじ、山陵図にも、慈明寺に在、として、字^{アザナ}スイセンと云^ヒ高三間、豎横各十三間、と記し、廻^リに溝を図せり、

◎安寧天皇

1 カタシハノ（片鹽は、訶多志波と訓べし、書紀雄略卷に、堅磐此云^ヲ柯陀之波^一、和名抄に、筑前國穗波郡、堅磐加多之方^一、（注略）神名式に、越前國今立郡加多志波神社、これら訶^カ多志波てふ名の例なり、此なるも、堅磐の意の地名にて、片鹽と書るは、借字ならむか、）

○師木津日子玉手見命ハ、後に安寧、と^{マヲシ}謚奉れり

○片塙浮穴宮ハ、日本紀通證、及^ヒ大和志に、在^ニ葛下郡、三倉堂村^一、と云^ヘり、記傳に、姓氏錄河内國神別に、浮穴^ノ直の、姓あるを拠^ロとして、河内國に定め、且^ツ万葉九に、片足羽河、とあるを、徵として、片鹽を、カタシハ、と訓^メり、按に鹽ハ、上より云^フべくる時ハ、之波云々、とも云^ヘる例ハ、偶あれど、下に云^ヒ居る時ハ、必^ス某鹽^{シホ}と云^ヘり、か、れバ、姑^クシホとよみて、後考を待のミ

2 アメノシタ（ヲなし）

○（殿延について）殿字、延佳は、破なるべしと云、師は般ならむかと云れつれども、是らの字は、記中に假字に用ひたる例なれば、なほ波の誤ならむか、【一本に、殿字の傍に、波字を書いて、御本とあり】されど是は字形や、遠ければ、定め難し、

1ミバシラ 2フタバシラ（ニ王は、布多婆斯良と訓べし） 3ヒトバシラノミコハ（一子孫者は、比登婆斯良ノミコハハ（一子孫者は、比登婆斯良能美古波と訓て、子孫を御子の意に取べし、【然らざれば、下に祖とあると、應わろきなり、】）

○（殿延について）殿字、延佳は、破なるべしと云、師は般ならむかと云れつれども、是らの字は、記中に假字に用ひたる例なれば、なほ波の誤ならむか、【一本に、殿字の傍に、波字を書いて、御本とあり】されど是は字形や、遠ければ、定め難し、

○河俣毘賣、上に見えたり
○縣主ハ、師木ノ縣主也

○殿延、紀に葉江に作れり、殿ハ、延佳が、破の誤リならむと云へり

○阿久斗比賣、式に、摂津国、嶋上郡、阿久刀神社あり、此地に、由ある御名なるべし

○常根津日子、伊呂泥ノ命、常ハ長にて根ハ親む詞なり日子伊呂泥ハ彦兄にて、伊呂も人も親む詞、泥ハ男女に涉リて、廣ク称ヘイヘリ

ツギニ 次、大倭日子鉢友命、次師木津日子命、此天皇之御子等、并
ミハシラノウチ
1三柱之中、大倭日子鉢友命者、治天下、次師木津日子命、
ノミコハノミコハハ（一子孫者は、比登婆斯良ノミコハハ（一子孫者は、比登婆斯良能美古波と訓て、子孫を御子の意に取べし、【然らざれば、下に祖とあると、應わろきなり、】）
スノイナキノオヤ
野之稻置之祖】

○大倭日子鉢友命、日子ハ、上に屬てよむべし、鉢ハ、師木に通ふ、友ハ

此天皇、娶二河俣毘賣之兄、縣主殿延之女、阿久斗比賣、生御子、常根津日子、伊呂泥命〔自レ伊下三字以レ音〕

記傳に、登毛志、と云フ言にて、美称也と云ヘり

○師木津日子命ハ、御父の、御名に依れり

○子孫の二字を、御子とよむべし、御名ハ傳はらず

○伊賀ハ、国名也

○須知之稻置、和名抄に、伊賀国、名張郡、周知郷あり、稻置ハ、天津日子根命の下に、注ヘり

○那婆理ハ、同国郡名、名張也

○三野ハ、持統紀に、伊賀国、伊賀郡、身野とあり是也

1ヒトバシラノミコ（一子は、比登ト
婆斯良能美古と訓ベし）2ミムスメ
フタバシラマシキ 3ヨソヂマリコ
コノツ

1子、和知都美命者、坐ニ淡道之御井宮、故此王、有二
2女、一兄名、蠅伊呂泥、亦名、意富夜麻登久迹阿禮比賣命、
弟名、蠅伊呂杼也、天皇御年、³肆拾玖歳、御陵、在
火山之美富
トニ也

○和知都美命、記傳に、和ハ知の誤リならむ、と云ヘり、名に知々と云ヘる例多し、都ハ助辞にて、美は耳の略也

○淡道之御井宮、在所詳ならず、反正紀に、天皇、初生于淡路宮云々、有レ井

○（意富夜麻登久邇阿禮比賣命について）意富夜麻登は大倭、久邇は國なり、
阿禮の義は、未思得ず、【若くは明淨の意にてもあらむか、賀茂の齋王
を、阿禮袁登賣と申すも、明淨の意
かと所思ればなり、彼は齋清まはれる
より云ひ、此はたゞ清してふ美稱
ならむ】

◎懿德天皇

1カルノサカヒヲノミヤ（岡は、師の袁と訓れたるに從べし、（略）袁加の本語は、袁なるに、加を添たるにて、加は處の意なり、坂も本は佐なるに、此加を添たる言なる由、上卷に云り、其と同じ、丘も常には袁加とよむを、書紀に袁とのみも訓り）

○大倭日子鉏友命ハ、後に懿德と謚シ奉れり

○輕之境岡宮、輕ハ大和國、高市郡にて、大和志に、大輕村あり、境岡ハ、記傳に輕村より、西方三瀬と云所へ、行間に在、と云へり、是を紀に、曲マガリ

曰瑞井、則汲之洗太子、とあり、此地に宮造リして、住給ひしなるべし

○蠅伊呂泥、蠅は地名か、詳ならず、伊呂泥ハ姉也イロネ

○意富夜麻登久迄阿礼比賣ハ、大倭國頭姫、なるべし、但シ大倭ハ、大和國、山邊郡、城下郡、添上郡、等にある地名也

○肆拾玖歳紀に、年五十七とあり

○美富登ハ、御陰にて、山にハ、顎、腰足なども云へり、御陰ハ、谷を見たる、如キの處か、紀に、畝傍山ノ南御陰井上陵とあり、諸陵式に在大和國高市郡、兆域東西三町、南北二町、守戸五烟とあり、今吉田村に在リとぞ

大倭日子鉏友命、坐二輕之境岡宮一治二天下也、此天

皇、娶二師木縣主之祖、賦登麻和訶比賣命、亦名、飯日比賣命、生御子、御真津日子、訶惠志泥命、【自レ訶下四字以レ音】次多藝志比古命、【柱】故御真津日子、訶惠志泥命者、治二天下也

○飯日比賣命、名義殊なる考なし、
【日は例の美稱にて、上に云るが如し、】

1コノスメラミコト
2ヨソヂマリイツツ

○賦登麻和訶比賣命、記傳に、太真若也と云へり
○飯日比賣命、飯ハ地名か、日は美称也
○御真津日子、訶惠志泥命、御真ハ、字の如く美称也、訶惠志泥、紀に香
殖稻に作れり此字の意も、美称なり

次當藝志比古命者、〔血沼之別、多遲麻之竹別、葦井之、稻置之祖〕
天皇、御年²肆拾伍歲、御陵在²畠火山之、真名子谷^{上一}也、

○多藝志比古命、紀に、武石彦^{タケシ}に作れり

○血沼之別、血沼ハ、和泉国、の地名、別ハ戸^{カバネ}也、靈異記に、禪師信嚴者、
和泉国泉郡、血沼縣主倭麿也、とあれど、縣主の戸^{カバネ}は他姓也

○多遲麻之、竹別、但馬国に竹と云地名、書^{モノ}に見えず

○葦井稻置、詳ならず、今案に、摂津志、河邊郡ノ條に、蘆井と、云清水を
載たり

○真名子谷、諸陵式に、在²大和国高市郡、兆域東西一町、南北一町、守戸五烟、
とあり、今畠火村にありといふ

峠宮、と傳へたり

◎孝昭天皇
1ワキノカミノ 2ビトノ
3ビトノ

御真津日子、訶惠志泥命、坐二葛城一掖上宮一、治二天下一也、
此天皇、娶二尾張連之祖、奥津余曾之妹、名余曾多本毘賣命一、
生御子、天押帶日子命、次大倭帶日子、國押²人命、二柱故
弟、帶日子國忍³人命者、治二天下一也

○御真津日子訶惠志泥命ハ、後に孝昭と、マヲシ謚奉れり

○掖上宮、紀に、池心宮とあり、大和志に、葛上郡池ノ内、御所二村ノ間、
今曰「蓬原」とあり

○尾張連、神代紀に、天ノ火明命ノ兒、天ノ香山ハ是尾張連等ノ遠祖也、とあり

○奥津余曾、舊事紀に、瀛津世襲命^{オキツヨソノ}ハ、宇摩志摩治命、四世孫、とあり、名

義考なし

○余曾多本毘賣命ハ、父ノ名を、ツ襲ぎ多本ハ考なし

○天押帶日子命、大倭帶日子國押人命以上、何レも称^ヘ名なり

兄、天押帶日子命者、春日臣、大宅臣、粟田臣、小野臣、柿本臣、
壹比韋臣、大坂臣、阿那臣、多紀臣、羽栗臣、知多臣、牟邪臣、都怒
山臣、伊勢飯高君、壹師君、近淡海国造之祖也

○春日臣、春日は、大和国、添上郡の地名也、姓氏錄、大春日朝臣條に、
 仲臣ノ令家重ニ千金、委レ糟為レ堵、于レ時大鷦鷯天皇、臨ニ幸其家一、詔号ニ糟カス
 垣ガキ臣ト後改為ニ春日一とあり、扱春日を、カスガ、とよめるハ、春日ハルビと云ヘる、
 枕詞アスカを取れる事、飛鳥アスカの例也

○大宅臣、和名抄に、大和国、添上郡に、大宅郷あり、武烈紀に、暮能婆幡你モノサハニ、
 於哀野該須擬オホヤケスギとある地也、天武十三年紀に、賜レ姓曰ニ朝臣一

○栗田臣、和名抄に、山城国愛宕郡、郷名栗田、とあり天武十三年紀に、
 賜レ姓曰ニ朝臣一

○小野臣、式に近江国、滋賀郡、小野神社あり、姓氏錄、小野朝臣條に大
 德小野臣妹子、家ニ于近江国滋賀郡小野村一、因以為レ氏

○柿本臣、姓氏錄、柿下朝臣ノ條に、敏達天皇御世、依ミ家門有ニ柿樹一、為ニ
 柿本臣氏一、天武十三年紀に賜レ姓曰ニ朝臣一、とあり、大和志に、葛下郡に、
 柿本村あり

○壹比韋臣、允恭紀に、到リ倭ノ春日一食ニ于櫟井上一、大和志に、添上郡に櫟
 本村あり、天武十三年紀に、賜レ姓曰ニ朝臣一

○大阪臣和名抄に、大和国、葛上郡、大坂郷、式に、同郡大坂ノ山口神社有リ又和
 名抄、備後国、安那郡に、大坂郷あり、是ハ次に、阿那臣に、由あれバ、引出つ

○阿那臣、阿那ハ、備後国ノ郡名也、和名抄に、夜須奈ト、注^{シル}せるハ、穴を陰門ニ、思よそへて、改^{カヘ}たる也、安閑紀に婀娜国、と記し、国造本紀に、吉備穴ノ国造ハ、纏向日代御代和迩臣同祖、彦訓服^{ヒコクニフク}命孫、八千ノ足尼定^{スクネヲ}賜国造^ニ

○多紀臣、多紀てふ地名、諸国に多かる中に、近^キは大和国、宇智郡、吉野郡、和泉国泉州郡等に、瀧村あり、氏人ハ見えず

○羽栗臣、和名抄に、山城国、久世郡羽栗郷、尾張国羽栗郡あり

○知多臣、和名抄に、尾張国郡名、智多とあり

○牟邪臣ハ、上総国武射郡に、因れる姓也、国造本紀、武社ノ国造ノ條に、證を記せり

○都怒山臣、考^ヘなし、續紀九に、角山君内曆、三代實錄七に、角山公成子、など云^フ氏人見えたり

○伊勢飯高君ハ、伊勢国ノ郡名也
○壹師君ハ、伊勢國の郡名也

○近淡海国造ハ、国造本紀に、淡海国造ハ、志賀ノ高穴穗ノ朝ノ御世、彦坐ノ三世孫、大陀牟夜別^ヲ、定^ニ賜国造^ニ、とあり、但^シ此王ハ、開化天皇の皇子也、倭姫世記に、垂仁天皇四年、淡海国造、進^ニ地口ノ御田^一と有^リ

1コノスメラミコト
2ココノソヂマリミツ
3ワキノカミノ

天皇、御年玖拾參歲御陵、在掖上博多山上也

◎孝安天皇
1ビトノ 2カツラキ
3アキヅシマ

大倭帶日子、國押人命、坐葛城室之、秋津嶋宮、治天下也

○博多山、諸陵式に、在大和國葛上郡、兆域東西六町、南北六町、守戸五烟、
大和志に、在三室村、陵畔有八幡ノ祠并冢四、とあり、山陵図に、三室村ノ、
天皇山也と記し、廣陵記の説も同シ

○大倭帶日子國押人命ハ、後に孝安と、謚シ奉れり

○室和名抄に、大和國葛上郡、牟婁郷あり、今ハ室村と云フ

○秋津嶋宮、神武紀に、皇輿巡幸因登^リ腋^{ワキ}上^{カミノ}喉^ホ、而、廻^リ望國状^{シマノミヤニ}云々、
猶^{ナセリ}如^{アキツ}蜻蛉^{トナメセル}之臂^{アシ}咮^ヒ、由^レ是始^テ、有^ニ秋津洲之号^ナ、とあるは、此牟婁^{ムロ}の地形
を云ひし也、此宮号を、皇國の總名に、云ヒ廣げし故ハ、此天皇此宮に、百
年余も、大坐しゆゑなり

此天皇、¹娶^{ミアヒテ}、²姪^{ミメヒ}、忍鹿比賣^{ミコトニ}命^一、^{ウミマセル}御子^{ミコト}、²大吉備諸進^{ミコト}命[、]^{ツギニ}次

ススミノミコト（進を、師は須美と
訓れつれど、なほ須々美なるべし）
3コノスメラミコト

大倭根子日子賦斗迹命、オホヤマトネコヒコフトニノミコト故**大倭根子日子賦**
カレオホヤマトネコヒコフ
斗迹命者、トニノミコトシロシメシキアメノシタ**治**、アメノシタ**天下一也**、スメラミコト**天皇**、ミトシモハチマリハタチ**御年壹佰貳拾參歲御陵**、ミツミハカハアリ**在**

玉手岡上也

○忍鹿比賣命、御名、鹿の義未思得
ず、

○（大倭根子日子賦斗迹命について）
天皇は、大倭國所知看を以て、倭根
子とは申奉るなり、

○忍鹿比賣命、名義ハ、忍輝の略か

○大吉備諸進命、記傳に、孝靈天皇の、御子、比古伊佐勢理毘古命、亦名
大吉備津日子命を、傳へ誤れるにはあらざるか、と云へり

○大倭根子、日子賦斗迹命、根子ハ、尊称にて、御代々々此御名を、繼^キ給
へるが、多かり、賦斗迹ハ、紀に大瓊^{フトニ}に作れり、字の如く尊称也

○玉手岡ハ、諸陵式に、在^ニ大和國葛上郡、兆域東西六町、南北六町、守戸五烟、
庸陵記、及大和志に、玉手村に在^リと記せり

◎孝靈天皇

1クルダノイホドノミヤ（黒田は、
和名抄に、大和國城下郡黒田郷久留
多^ダある、此なるべし、今も黒田村
あり）

大倭根子、日子賦斗迹命、オホヤマトネコヒコフトニノミコト**坐**、マシマシテ**黒田廬戸宮**、クロダノイホドノミヤニシロシメシキアメノシタ**治**、アメノシタ**天下一也**

○大倭根子日子賦斗迹命ハ、後に孝靈と^{マフシ}謚奉れり

○黒田ハ、和名抄に、大和國城下郡、郷名黒田^ハ久留多、と注せり、此地也、
留ノ字ハ、口とよむべき古音あり、同郡に、今も黒田村あり

1チヂハヤマワカヒメ 2チヂハヤ
ヒメノミコト 3ミアヒマシテ

○廬戸宮ハ、大和志に、在二宮古、黒田二村ノ間都ノ杜、と記せり
 此天皇、娶二十市縣主之祖、大目之女、名細比賣命一、生御子、
 大倭根子、日子国玖琉命「一柱玖琉二字以レ音」又娶二春日之、一千千速真若比賣一、生御子、²千千速比賣命、「一柱」又娶二意富夜麻登、
 玖琉阿禮比賣命一、生御子、夜麻登登、母母曾毘賣命、次日子刺肩
 別命、次比古伊佐勢理毘古命、亦名、大吉備津日子命、次倭
 飛、羽矢若屋比賣「四柱」

- 十市縣主、十市ハ、大和國の郡名也、孝安紀に、十市縣主五十坂彦
- 細比賣命細ハ称へたる也
- 大倭根子日子国玖琉命、玖琉ハ、記傳に、括にて統る意也、と云へり、以下称名也
- 春日ハ、和名抄に、添上郡、鄉名に見ゆ
- 千々速真若比賣、千々は、記傳に、千々姫の、千々におなじ、と云へり以下称へ名也
- 千々速比賣命ハ、御母の御名におなじ、紀に此御子なし

○（夜麻登々母々曾毘賣命について）
 御名義は、登々【登】を一略けるも、
 意は同じ、】は、上の千々と同く、【通
 音なり、】母々は百曾は勤功なり、
 【伊曾は、伊佐袁の約りたるなり、】

イ冰
 1イロド 2ヤバシラマセリ
 3イツバシラ 4ミバシラ
 5フタバシラ 6ヒノカハ

○意富夜麻登、久迹阿礼比賣ハ、上に見えたる、和知都美命の御子也、意富
 夜麻登ハ、大倭にて、大和国、城下郡の郷名也、玖迹阿礼ハ國顯にて称名
 ○夜麻登々母々曾毘賣命、紀に倭迹々日百襲姫、に作れり、名義詳ならず
 ○日子刺肩別命、刺肩考へなし、此御子、紀に洩たり
 ○比古伊佐勢理毘古命記傳に、伊佐ハ勇、勢理ハ進む意を云フと云ヘり
 ○大吉備津日子命、吉備ハ国名にて、其由ハ下に見ゆ
 ○倭飛羽矢若屋比賣ハ、御姉の御名に等し、但飛ハ、御姉の御名を、紀に
 迹日、と作るにおなじく、大和国城上郡の、地名にて、羽矢ハ速也

又娶
 二其阿禮比賣命之弟、蠅伊呂杼、生御子、日子寤間命、
 次若日子建吉備津日子命、【二柱】此天皇之御子等、并八柱、【男
 王五、女王四三】故大倭根子、日子国玖琉命者、治天下
 也、大吉備津日子命、与若建吉備津日子命、【二柱相副而、於針間
 イ6水河之前、居忌瓮而、針間為道口以、言向和吉備国一也

○蠅ハ、安寧ノ段に、見えたり、伊呂杼ハ、弟也

○日子寤間命、紀に彦狹嶋に、作れるハ、此御子にハ、あらじ名義考なし

○日子建吉備津日子命、御名の由は、下に見ゆ

○針問ハ、播磨国也

○氷河、播磨風土記、揖保郡に、氷山あり

○（忌瓮について）居とは、地を掘て、下方をや、埋て置を云、萬葉歌に穿居とある是なり、

○道口とは、其入初る處を口と云、奥方を尻と云、（略）凡て道口道尻と云も、其國を治に、京よりゆく路の次序につきて云名なり、

○道口とハ、發途の意なり、國名に、越前越後など、前後あるを、和名抄に、美知乃久知、美知乃之利、と注せるハ、京より近方を前と云ヒ、遠方を後と云ヘれど、此なる道ノ口とハ異なり、此二御子の御名を、吉備云々とあるハ、平治給ひし、御功によりて、なるべし、式に、備中國賀夜郡、吉備津彦神社、とあるは、同國風土記に、吉備建日子命に作り、姓氏錄、下道ノ朝臣ノ條にハ、稚武彦命之男、吉備武彦命、とあり、扱此言平を、書紀にハ、崇神天皇、十年に傳ヘたり

1 オヤナリ 2 ウジカ（牛の自濁て
讀べし、【他書に宇自加と作ばなり、
凡て黒牛黄牛などの類も、多く志を
濁る例なり、】） 3 クニサキ

故此、大吉備津日子命者、【吉備、上道臣之祖也】 次若日子、建吉備
津日子命者、【吉備、下道臣、笠臣¹祖】 次日子寤間命者、【針問、²牛鹿臣之祖也】 次日子刺肩別命者、【高志之、利波臣、豊國之³國前
臣、五百原君、角鹿、海直之祖也】

○上道ハ、備中國の郡名也、此氏人の戸ハ、天平寶字元年ノ紀に、上道ノ臣、斐太都、賜_ニ姓朝臣_一、とあるより前に、朝臣を賜はりし人なし

○下道ハ、備中國の郡名也天武十三年ノ紀に、下道ノ臣、賜レ姓曰_ニ朝臣_一、扱吉備ノ朝臣ハ、上に見えたると同姓なれど、稚武彥命の、御末とのミ、見えたり

○笠臣、續紀廿七に、備前国人、外少初位下、三財部ノ毘登方磨等、九烟賜_ニ姓笠臣_一、とあれば、笠ハ、備前國の地名也、と聞ゆれど、三代格、天平三年六月ノ格に、備中國、海部ノ首、生部ノ首、笠ノ朝臣、右皇后宮_ニ、供奉、仁德紀に、備中國、川嶋河、有_ニ大虬_{ミヅチ}云々、笠臣祖縣守、入レ水斬レ虬_ヲなどあるを思ふに、笠ハ備中國の地名也と聞ゆ、国造本紀に、笠臣国造、とあり、臣ノ字ハ疑はしけれど、加夜と、備中との間に、狹_マれ、ば、旁證とすべし、天武十三年ノ紀に、笠臣賜_レ姓曰_ニ朝臣_一、とあり

○針間牛鹿臣ハ、姓氏錄、及續紀以下、宇自可_{ウジカ}に作れり、播磨國に然ル地名ありや、尋べし

○高志、利波臣ハ、越中國、礪波郡_{トナミ}に、因リたる姓也、續紀十七に、越中國人、礪波ノ臣、志留志と、云フ人あり、同廿八、卅五、にハ、利波_{トナミ}に作れり

○豊國之、國前ノ臣ハ、豊後國の郡名也、景行紀に、國前ノ臣ノ祖、菟名手_{ウヂテ}、

◎孝元天皇

○五百原君ハ、駿河国、廬原ノ郡に依リたる姓也
 ○角鹿ノ海ノ直ハ、越前国の郡名、敦賀にて、海アマノハ其辺リの、地名なるべし、
 和名抄に、同国坂井郡に、海部郷アマノアリあり

天皇御年、壹佰陸歲、御陵在一片岡馬坂上也

○片岡馬坂ハ、諸陵式に、在二大和国葛下郡一、兆域東西五町、南北五町、守
 戸五烟とあり、大和志に、在二王寺村、馬背坂ノ東ノ山中一

大倭根子、日子国玖琉命、坐二輕之堺原宮一治二天下一也、此コノシタ
 天皇、娶二穗積臣等之祖、内色許男命「色許二字以レ音下效レ此」
 妹、内色許賣命一、生御子、大毘古命、次少名日子、建猪心命、
 次若倭根子、日子大毘古命〔三柱〕

○大倭根子日子国玖琉命ハ、後に孝元と、謚シ奉れり

○輕之堺原宮、輕ハ大和國、高市郡の地名也、懿德天皇の、境岡宮と、同所なるべし

○（内色許賣命について）名義、宇都ウツは、美麗の意か、顯見の意かなるべし、
志許袁志許賣は、神代の葦原醜男アシハラシコヲの

例なり、

○穗積臣、万葉十三に、水蓼ミツタテ、穗積ホヅミニタリ至、鳥網張トナミハル、坂手乎過サカテヲスギ、とある地にて、大和志に十市郡に載たり、此氏ハ、饒速日ウツシコメノノ命の御末也
○内色許賣命、紀に鬱色謎命に作れり内ハ、頭、色許ハ、葦原色許男の処に、注ウツシコメるが如し

○大毘古命、称タマシテたる御名也

○少名日子、建猪心命、少名日子ハ、御兄の、大毘古に、對タマシテたる御名、猪心は、紀に男心ヲコロ、とあるが、轉ツルたるにて、称タマシテ名也

○若倭根子、大毘々命ハ大御父に、對タマシテたる御名、毘々は、耳の轉なり

1イツハシラマセリ

又娶マタメシテ二内色許男命之女、伊賀迦色許賣命イガカラシコメノミコト、生御子ウミマゼルミコト、比古布都押ヒコフツオシノ之
信命マコトノミコト、〔自レ比至カフチノ都以カフチノレ音〕又娶マタメシテ二河内カフチノ、青玉之女アヲタマガムスメ、名波迹夜須ナハハニヤスビメヲ毘賣ビメヲ、
生御子タケハニヤスビコノミコト、建波迹夜須カレワカヤマトネ毘賣ヒコフトビビノミコトハ、并シロシメシキ五柱アメノシタ、
故若倭根子アメノシタ、日子大毘毘賣者イツハシラマセリ、治マタメシテ二天下トナミハル一也

○伊賀迦色許賣命、賀迦、舊印本には、迦賀とあれども、伊邪河宮段には、諸本並賀迦とある故に、此ココも延佳本又一本に從ひつ、（注略）名義、

○伊賀迦色許賣命、舊事紀に、伊香色謎に作れり、賀迦ハ、必下上に誤れり、和名抄に、河内国、茨田郡郷名、伊香ハ以加々、と注し、今ハ村名に存り、伊加賀と云ヘり、此地に由ある御名也、記傳に、此郷名を、イガヲ、とよめ

伊は發語か、賀迦は赫なるべし、（注略）色許賣は、上なるに同じ、河内國茨田郡、伊香以加々、阿波國麻植郡、伊加々志神社など云あり、

るハ、御名の誤りを、助けむためならめど非也、香ノ字ハ、カぐ、カグ、カゴト、響ける、古韵なるをや

○比古布都押之信命、布都ハ、地名か、式に大和国、城下郡、富都神社あり、

押も信も、称^ヘ名也

○波迹夜須毘賣、埴安ハ、大和国、十市郡の地名なり、神武紀に、取_ニ天_ノ香山之埴土、以造_ニ八十平瓮_ニ云々、故号_ニ取_レ土之処_ニ、曰_ニ埴安、とあり

其兄、大毘古命之子、建沼河別命者、〔阿倍臣等之祖〕次比古伊那許志別命、〔自レ比至レ志六字以レ音此者〕膳臣之祖也〕比古布都押之信命、娶_ニ尾張連等之祖、^{マコトノミコト}_{ミアヒテ}意富那毘古命之妹、葛城之、高千那毘賣_ニ〔那毘二字以_レ音〕生_ニ子、味師内宿祢、〔此者山代内臣之祖也〕

○阿倍臣、阿倍は、決て地名なれども、何地と云こと詳ならず、

○建沼河別命、沼河ハ、上の神沼河耳_ノ命に、おなじ

○阿倍臣、式に、大和国城上郡、高屋安倍神社とあり、此地より、出たる姓なるべし、天武十三年紀に、阿倍ノ臣賜_レ姓曰_ニ朝臣_一

○比古伊那許志別命、名義詳ならず

○膳臣ハ、上卷室壽詞に、櫛八玉神_ヲ、為_ニ膳夫_一と、ある処に注り、景行紀

イ雀
1ガ 2ヲカラノ（小柄は、袁加良
と訓べし、（略）和名抄に、柄ハ、器物ノ
莖柯也、和名衣、一云賀良）
1ガ 2ヲカラノ（小柄は、袁加良
と訓べし、（略）和名抄に、柄ハ、器物ノ
莖柯也、和名衣、一云賀良）

又娶ニ木国造之祖、宇豆比古ノ妹、山下影日賣、生子、建内
宿祢、此建内宿祢之子、并九、「男」七、「女」二、波多八代宿祢
者、〔波多臣、林臣、波美臣、星川臣、淡海臣、長谷部君之祖也〕 次
許勢²小柄宿祢者、〔許勢臣、イ薩部臣、輕部臣之祖也〕

○高千那毘賣、名義、千は、上に見
えたる、千々速の千々に同じ、那は、
名か、兄名稻日と、舊事紀に書るに
依ば、稻の意か、

に、膳臣ノ遠祖、名ハ磐鹿六雁以レ蒲為^{ムツカリ}手纏^{カマラ}、白蛤為^{タスキト}而進之、とあり、
天武十三年紀に、膳ノ臣賜^レ姓、曰^二朝臣^一
○尾張連ハ、孝昭段に、尾張連之祖、奥津余曾、とある処に云^ヘり
○意富那毘賣、記傳に、舊事紀を引て、饒速日命、七世孫、建諸隅命の子、市
大稻日命、と同人也、と云^ヘり

○高千那毘賣、名義詳ならず、注那毘賣三字、と為べし

○味師内宿祢、味師ハ美称也、内ハ、大和国郡名宇智也、宿祢ハ、私記に、
昔稱^ニ皇子、為^{オホエト}二大兄^一、又称^ニ近臣^一、為^{スクナエ}少兄^一也、宿祢之義、取^ニ於少兄^一也、
とあり、少兄の切り、スクネなり

○山代ノ内ノ臣、和名抄に、山城國綴喜郡宇智鄉式に同郡内ノ神社もあり記傳
に、此人の子孫、後に山城國に移^{モト}り住めるが、舊の大和の居地を取りて、其
所をも内村と、云^ヘると云^ヘり

○（宇豆比古について）名義、白檣カシ
 原宮段バラノノなる、槁根津サヲネツ日子ヒコの名を、書
 紀に珍彥ワツヒコとある、其ソレと同じかるべし、

（略）今世に、紀國若山の内に、宇治と云處あり、此地名に依れる名なるべし、

○木国造ハ、国造本紀に、紀伊国造ハ、樞原ノ朝ノ御世、神皇產靈命、五世孫、天ノ道根命、定_一賜国造_二

○宇豆比古記傳に、紀伊国若山ノ辺リに、宇治てふ地名ありと、云ヘり、紀に、

兎道彦ウヂに作れり

○山下影日賣、名義上卷、下光比賣の処に注せり、影ハ輝シタデルクにおなじ

○建内宿祢、建ハ称ヘ名、内ハ味師内におなじ

○男ハ、重之集に、三位大貳ハ、故小野宮の、大殿のむすこ也とあるによりてよミつ

○波多八代宿祢、波多ハ、式に大和国高市郡波多神社あり、此外にも、猶多かり、八代、紀に矢代に作れり、強て名義を、求ムべからず

○波多臣、天武十三年紀に、波多臣、賜レ姓曰_二朝臣_一

○林臣、和名抄に、河内国志紀郡、拝志郷あり、此地に依れる姓也、天武十三年ノ紀に、林臣賜レ姓曰_二朝臣_一、續紀卅九に、河内国志紀郡人林臣海主、野守等、改レ臣賜_二朝臣_一

○波美臣、式に近江国、伊香郡波弥神社、丹後国、丹波郡波弥神社あり是等の地によりたる姓なるべし、天武十三年紀に、波弥ノ臣、賜レ姓曰_二朝臣_一○星川臣、和名抄に、大和国山辺郡、星川郷あり、天武十三年紀に、星川

臣賜レ姓曰_{二朝臣一}

○淡海臣、近江国に、依れる姓か

○長谷部君、和名抄に、参河国碧海郡、谷部郷あり、續紀廿九に、参河国碧海郡人、長谷部ノ文選、とあるは、他姓か、舊事紀に、五十狹城入彦命^{ハサ}、三河國長谷部直祖、とあれバ也

○許勢小柄宿祢、許勢ハ、和名抄に、大和国高市郡、巨勢郷あり、此地に由ありと見ゆ、猶此人の事續紀十八、三代實錄五に、見えたり

○許勢臣、上に云^ハるが如し、天武十三年ノ紀に、巨勢臣賜レ姓曰_{二朝臣一}、とあり、猶神八井耳命の、御末にも、同姓見ゆ

○輕部臣ハ、大和国高市郡なる、輕より出たる姓か、和名抄、和泉国和泉郡、備中國窪屋郡等に、輕部郷ありて、加留部、と注し、此外、但馬国養父郡、備前国赤坂郡、下野国河内郡にも、並^ヒ輕部ノ郷あり、輕部ノ氏人の、住し地なるべし、類聚国史、五十四、天長元年十一月、下野国云々、主帳外大初位上、勲八等、輕部豊益、とあるハ此氏人か、舊事紀に、王勝山代根古命^ハ、輕部造ノ祖、とあるハ、姓氏錄、左京神別に、戴たる輕部造と、同姓にて、饒速日命の御末也、天武十三年紀に、輕部ノ臣、賜レ姓曰_{二朝臣一}、同十四年ノ紀に、輕部朝臣足瀬、とあるぞ此氏人なる

1カハノベノオミ

次 薙賀石河宿祢者、〔薙我臣、川邊臣、田中臣、高向臣、小治田臣、

カハベノオミ タナカノオミ タカムコノオミ

ヲハリダノオミ ヲハラノオミ

サワラノオミ

ツギニソガノイシカハノスクネハ

ツギニヘグリノツクノスクネハ

ツギニヘグリノオミ

サワラノオミ

馬御穢連等祖也】

櫻井臣、岸田臣等之祖也】

次 平群都久宿祢者、〔平群臣、佐和良臣、

サワラノオミ

ウマミクヒノムラジラノオヤナリ

ツギニヘグリノツクノスクネハ

ツギニヘグリノオミ

サワラノオミ

○薙我石河宿祢、薙我ハ、式に、大和国高市郡、宗我坐、宗我都比古ノ神社、
とありて、今も曾我村あり、石河ハ、河内国の郡名に依リたる名なり、三代
實錄、卅二に、宗我ノ石川ハ、生於河内国ノ石河ノ別業、故以石川一為レ名、
賜二宗我ノ大家一為レ居、因賜二姓宗我ノ宿祢一とあり

○薙我ノ臣ハ、上に云へるが如し、天武十三年ノ紀に、石川ノ臣、賜レ姓曰二朝臣
○川邊臣、此地名は、諸国に多かれ巴、定メがたし、天武十三年ノ紀に、川

邊ノ臣賜レ姓曰二朝臣

○田中臣、舒明紀に、天皇遷居田中ノ中宮一とあるハ大和国高市郡にて、大
和志に、同郡田中村あり、又三代實錄十に、授二大和國、無位田中ノ神從五
位下一とあるハ大和志に、添下郡ノ條に載たり、同郡に、田中ノ杜もあれバ、
孰レならむ、定メがたし、天武十三年ノ紀に、田中ノ臣、賜レ姓曰二朝臣

○高向臣、河内国錦部郡に、高向村あり、土人は、タカウカ、と呼ヘれど、
必轉訛也、此地名、越前因幡等にあれど、其レにハあらじ、異姓にハ孝德紀に、

○高向臣、此地も慥ニ定めがたし、

高向ノ博士、黒磨、續紀十八に、高向ノ村主老スクリオユ、類聚国史、五十四に、高向史、
公守、など見えたり、天武十三年紀に、高向臣ニ、賜レ姓曰二朝臣一

○小治田臣、是ハ推古天皇の、大宮地にて、紀に小墾田ヲハリに作れり、大和志に、
在ニ高市郡豊浦村一、と記せり、允恭紀に、小墾田ノ采女、安閑紀に、小墾田ノ
屯倉ミヤケ、欽明紀に、小墾田ノ家、持統紀に、小墾田寺、など古ヘハ名高く、聞え
しを、今ハ村名にだに、存ノコらずて失セたりき、天武十三年ノ紀に、小墾田ノ臣ニ
賜レ姓曰二朝臣一

○櫻井臣、和名抄に、河内国河内郡、櫻井郷あり、安閑紀に、櫻井ノ屯倉、
崇峻紀に、櫻井寺、續紀十五に、櫻井頓宮など、甚名イト高く聞えしも、今廢メ、
六萬寺村に、其名存ノコれる由、河内志に見えたり、天武十三年ノ紀に、櫻井ノ臣、
賜レ姓曰二朝臣一

○岸田臣、大和志に山辺郡に岸田村あり、文德實錄九に、摂津国人、岸田
朝臣全繼、と云フ人見ゆ、天武十三年ノ紀に、岸田臣、賜レ姓曰二朝臣一

○平群都久宿祢、平群ハ、大和國の郡名也、都久ハ、木菟ツクてふ鳥にて、鴟トビ
に似て小シ、兔ノ頭にして、毛角ありと、和名抄に見えたり、此鳥產屋に入
し故事、仁德紀に見えたり、文長けれバ略ス

○平群臣ハ、上に云ヘり、天武十三年ノ紀に、平群ノ臣、賜レ姓曰二朝臣一

イ沼

1 タマデノオミ
2 イソヂマリナナツ

○佐和良臣、按に筑前国、郡名に早良あり、和名抄に、佐波良と注るハ、誤れりサワラと改ムべし、然レども、是ハ其レにハあらじ、河内国郡名讃良を、持続紀に、更荒郡に作れり、上代に、佐和良と云ヒしも知ルベからず、猶よく考ベし

○馬御櫛連、考ヘなし、姓氏録に馬工連ハ、平群ノ朝臣同祖、平群木兔宿祢之後也、とあり、工と御櫛ハ、同訓なるべし

次 木角宿祢者、〔木臣、都奴臣、坂本臣之祖〕 次 久米能、摩伊刀比賣、
 次 怒能伊呂比賣、次 葛城、長江、曾都昆古者、〔玉手臣、的臣、生
 江臣、阿藝那臣等之祖也〕 又 若子宿祢、〔江野財臣、之祖〕 此 天皇、御
 年²伍拾漆歲、御陵、在一劍池之中岡上也

○木ノ角宿祢、木は紀伊國なるべし、角ハ、記傳に、周防國郡名都濃也、其ハ國造本紀に、都怒ノ國造ハ、難波高津ノ朝ニ、紀臣同祖、都怒ノ足尼兒、田鳥ノ足尼ニ、定^ニ賜國造^ヲ、とあるを引出たり

○木臣、上におなじ、天武十三年ノ紀に、紀臣ニ、賜レ姓曰^ニ朝臣^一

○都怒臣、上の角ニ、おなじき由ハ、雄略九年ノ紀に見えたり、文長けれハ略ス

○坂本臣、天武十三年ノ紀に、坂本ノ臣、賜レ姓曰_ニ朝臣、續紀卅六に、和泉國和泉郡人、坂本臣糸麻呂等、六十四人、賜_ニ姓朝臣、續後紀五に、讃岐国人、右少史、從四位上、坂本ノ鷹野、請下除_ニ讃岐之籍帳、復中和泉舊墟上_ニ許之、和名抄に、和泉國和泉郡、坂本ノ郷あり

○久米能摩伊刀比賣、久米ハ、大和国高市郡、郷名にて、神武紀に、來目邑雄略紀に、來目水_{ガハ}、とあり、此地なり、摩ハ真にて、伊刀は、親む詞也

○怒能伊呂比賣、怒能考^ヘなし、伊呂ハ_{ウツクシ}愛_ムむ詞

○葛城長江、曾都毘古、長江ハ、神武紀に、臍見長柄、とあるは、葛上郡なれば、長柄_{ナガ}と、よミて同地ならむかと、思ひしかど、夫木集に、はかな、がら、と云係_ケたれバ、長柄は、ナガラにて、長江とハ、別地なり、猶他国にハ、此地名あれど、此^コハ必葛城之内に、あるべし、曾都詳ならず、万葉十一に、葛木之、其津彦真弓、ともあれバ、武き人にぞ有_リけむ

○玉手臣ハ、大和国、葛上郡の地名也、天武十三年ノ紀に、玉手ノ臣_ニ、賜レ姓曰_ニ朝臣

○的臣、的ノ字を、イクハと訓めるは、景行十八年ノ紀に、見えたり、和名抄に、射塚を、以久波止古路、と注せり、即チ的場也、かゝる姓を、賜へるゆゑハ、曾都毘古の末に、盾人_{タチ}ノ宿祢と云フ人鐵的を、射通_シしを、賞給ひて、的ノ臣

を賜ひし事、仁徳十二年ノ紀に、見えたり

○生江臣、生江ハ、越前国の、地名なるべし、日本後紀五に、生江臣家道ノ女、
何國にか、未考得ず、

○送於本国、家道ノ女ハ、越前国、足羽郡人云々、三代實錄十三に、越前国
足羽郡ノ人、生江ノ恒山云々、令遠流、また越前国、今立郡大領、外正六位
上、生江ノ臣氏緒授借外從五位下、と見えたり

○阿藝那臣、是も地名か、未考得ず、

○（若子宿禰について）若子は（略）
古に少壯き人を美て云る稱なり、

○若子宿祢ハ、異なる意なし

○江野財臣、財ノ字ハ間の誤りならむと、延佳か改めたるに、從ふへし、三代
實錄十三に、讃岐国浪人、江沼ノ美都良麿、と云フ人見えたれバ、上の阿藝
那ノ臣にも、縁ありて聞ゆ、今案に、國造本紀に、江沼ノ國造云々、武内宿
祢四世孫、志波勝ノ足尼、定賜國造とあり、是は加賀国、郡名にて、欽明
紀に、越人江渟臣裙代、など見ゆ

○伍拾漆歳ハ、不審なり紀に五十七年秋九月云々崩、とあれバ、在位の間を、
御齡の數に、誤り傳へたるなるへし

○劔池、諸陵式に、在一大和国高市郡、兆域東西二町、南北一町、守戸五烟、
大和志に、在石河邑劔池南ニとあり

◎開化天皇

1オホビビノミコト

若倭根子、日子ヒコ大毘賣命、坐マシテ春日之伊邪河宮、治カスガノイザカハノミヤニ天下シロシメシキ也、
此天コノスメラミコト皇、娶メシテ旦波タニハノ之、大縣オホアガタヌシ主、名由暮理之女、竹野比賣ナハユガムスメ一、生御子、
比古由牟須美命ヒコユムスミノミコト「柱此王名以音」

○若倭根子日子大毘賣命ハ、後に開化と、謚シ奉れり

○伊邪河宮、式に大和国添上郡、率川阿波神社、とあり此地也

○旦波ハ、丹波タカヌ國也

○大縣主の、大ハ称タマヘたるのミにハあらじ縣主の中にて長たるを云ヒるなる
べし雄略タケクニ段に志幾之大縣主と云フも見ゆ

○由暮理考なし、抑人名ハ、其人々の心として、左にも右にも、名着ナツヅけお
きし事、古カも今もおなじ、然ルに強て其義を求むとするは、至愚の業也、
記傳ハかゝる癖ありて、曲カケて其義を、説けるが多かり、末代學ヲ弊と云ベ
し、我標注に、強シヒざることの、其心して見ルべし

○(大縣主について) 大と云は、臣オホオミに連ムラジと云類の例にて加ク
へ稱タマヘたる號タマなり、(略) 又一の考ダヒへ
り、其ソは志賀宮段に云ベし、

○由暮理、名意未思得ず、許理と云コリ
例は、書紀景行卷に、武國凝タケクニコリワケノミ別皇
子、神功卷に、熊之凝クマノコリ、應神卷に、
浦凝ウラコリ別などあり、又上卷隱伎嶋の亦
名、忍許呂別などの許呂も同じきか、
名、忍許呂別などの許呂も同じきか、

○比古由牟須美命、紀に彦湯產隅、に作れり、姓氏錄に、忍海部ハ、開化天

置二丹後國、と詔出給し時より、分れたり

1ミママハハ（庶母は、美麻々波々
と訓むべし、【美は御なり】）
2ミアヒマシテ

又娶マタミアヒテ 一庶母伊賀迦色許賣命マハイガシコメノミコトニ、生御子ウミマセルミコ、御真木入日子印惠命ミマキイリビコイニエノミコト、印惠マタミアヒテ
二字以マハ音ヒテ 次御真津比賣命ミマツヒメノミコト、二柱マタメシテ 又娶ワニノオミノオヤ 丸迹臣之祖ヒコクニオケツノ、日子国意祁都ヒコクニオケツノ
命之妹ミコトノイモ、意祁都比賣オケツヒメノミコト 命ミコト、〔意祁都二字以マハ音ヒテ〕 生御子ウミマセルミコ、日子坐王ヒコイマスミコ 二柱マタメシテ

○伊賀迦色許賣命、上に注ヘリ

○（御真木入日子印惠命について）御
名義、御真詳マサダカならず、木は城キか、入イリ
は、伊呂兄イロセイ伊呂妹イロドなどの伊呂と一ツに
て、親み愛ウツクしみて云る稱ナなり、（略）
印惠、印は伊爾イニ二音を合せたる假名
なり、書紀に、五十瓊殖イニエと書れたる
にして知るべし、言義は、未思得ダヒず、

○御真木入日子印惠命、御真ハ、字の如く、称ヘ也、木ハ君の借字入は親む詞、
印惠、紀に五十瓊殖イニエに作れり、五十瓊ハ、字の如く称ヘ也、殖エハ咲エなるべし
○御真津比賣命、御兄の、御名に同し

○凡迹臣、式に大和国、添上郡、和尔下神社、大和志に、同郡和尔村あり、
孝昭紀に、天足彦国押人命ハ、此レ和珥臣等タタキノ始祖也、とあり

○日子国意祁都命、紀及姓氏錄に、意祁都を、姥津に作れり、姥ハ年長タケた
る稱にて、奥オキの轉也、翁オキナのオキもおなじ

○日子坐王、姓氏錄、輕アビコノ我孫ノ公ノ下に、彦今簣イマスに作れり、名義考なし、扱
王と申す御号ミナ、紀記共に、此御子より見エ初たり、紀にハ、天皇の御子を、
皇子と称し、皇孫以下を、王と称し、共にミコとよめるを、中昔より親王

皇皇子、比古由牟須美命、之後也

1ミコノカミ
2サヌギタリネノミコ
3フタバシラ 4フタバシラ（二王
は、二柱之御子と訓べし、【上の註
の二王は、たゞ布多婆志良と訓べし、
前後に一柱三柱などと註せると同じ
ければなり、凡て其處のさまに隨て、
同字も訓ざまの變るべきこと、此類
多し、】 5カリバタトベニ

又娶マタメシテ 葛城之カヅラキノ、垂見宿祢之女タルミノスクネノムスメ、鷦比賣ワシヒメヲ 生御子ウミマセルミコ、建豐波豆羅和氣王タケトヨハラワケノミコ
 「一柱自レ波下五字以レ音」此天皇之御子等コノスマラミコトハミコタチ、并五柱アハセテイツハシラ、「男王四女王ヒコミコヨハシリヒメミコ
 一」故御真木入日子印惠命者カレミマキイリビコイニエムコトハ、治シロシメシキ、阿斯ノシタアスノシタ、次ツギニ須美王之子スミノミコノミコ、大筒木垂根王オホツキタリネノミコ、次ツギニ讚岐垂根王ツギニヒタラニミコ、
 此コノ一王之女フタハシラノミコノミムスメ、五柱坐也イツハシラマシキ、次ツギニヒ日子坐王コイマスノミコ、娶ミアヒテ二山代之荏名津比賣ヤマシロノエナツヒメ、亦名マタナハ荔幡戸辨カリハタトベニ、「此一字以レ音」生子ウミマセルミコ、大保王オホマタノミコ、次ツギニヲ小保王マタノミコ、
 次ツギニシブ志夫美宿祢王ミノスクネノミコ【三柱】

○鷦比賣、記傳に、雄略天皇の御陵、多治比ノ高鷦を、紀に高鷦に作れるに、
依リて鷦とよめり

○建豊波豆羅和氣王、建豊は称へ名也、波豆羅考なし
 ○大筒木垂根王、筒木ハ地名にて、山城国、郡名綴喜也、大も、垂根も、尊称
 ○讃岐垂根王、和名抄に、大和国、廣瀬郡散吉郷あり、式に同郡讃岐神社
 もあれバ、此地に由ある御名也

○山代之荏名津比賣、荏名津ハ山城志に綴喜郡に江津村あり是か

を任し、其他總て、王と称し、オホキミと唱へ、姓を賜はらて王名を廃す

1
ガ2
マタノミナハ

○薺幡戸辨、和名抄に、山城国相樂郡、郷名蟹幡ハ、加無波多、とある此地にて、紙幡寺と云フもあり、是を今昔物語十六、及元亭釈書廿八にハ、久世郡に、誤リ記せるを、山城志に相樂郡に出せるに従ひつ、但シ蟹幡と書けるハ、佛者の妄作に、出たる附會にて、素より論フにたらず、中昔より綺又紙幡など書けるハ、カリハタ 薺幡の轉也、戸辨ハ神代紀に、イシコリドメノ 石凝姥神を、一書に、カシハタ 己凝戸邊、に作れる、戸邊に同し

○大俣王小俣王、考ヘなし

○志夫美宿祢王、式に伊勢国、安濃郡、志夫弥神社あり、此地に由あるか

又娶マタミアヒテ カスガノ
タケクニカツトメノムスメ
二春日、建国勝戸賣₁ノムスメ
ナハサホノオホクラミトメニ
之女、名沙本之大闇見戸賣₁
ウミマゼルミコ
古王、次袁邪本王、次沙本毘賣命、₂亦名、佐波遲比賣、
「此沙本毘賣命者、為₂伊久米天皇之后₁、自₂沙本毘古₁以下三王ノ名皆以レ音」
ツギニムロビコノミコ
次室毘古王〔四柱〕

○春日建国勝戸賣ハ、称名也、此に母ノ名を舉たるハ、故あるべし

○沙本之大闇見戸賣、沙本ハ、大和国添上郡の地名、闇見ハ、式に若狭国三方郡、闇見神社あり、此御子と、室毘古王ハ、次に若狭之耳別ノ祖、とあるに縁ありヨシ

○沙本毘古王ハ、御母の居地に、依れる名也
○袁邪本王ハ、佐保の地名に、袁ヲ冠らせたり、是ハ岐蘿を、袁岐蘿、と云へる例也

○沙本毘賣命、御兄におなじ、扱春哥に、佐保姫と云ヒ、秋に立田姫、と云へるは、奈良の都より、東西にある地名を、風流く作り出たる也、是ハ奈良の頃よりや云ヒ初けむ、沙本山は、今奈良より五六町、西に當り、麓に沙本川あり、舊都は、此山より又西ノ方、法華寺の、邊リなりしと、土人云ヘり
○佐波遲比賣、御名義未思得ず、是も地名か、
早愧と負せたるにハ、あらじか

○伊久米天皇ハ、垂仁天皇を申ス

○室毘古王、和名抄に、大和國葛上郡、牟婁ノ郷あり、此地に依れる御名也

1ミムスメ

2ミヅホノマワカノミコ（之穗は、穂之を下上に誤れるなるべし、【此名下に出たる處には、之字なし、妹名にも之字なし】故美豆本能と訓つ、）

3ミヅホノイホヨリヒメ

又娶一近淡海之御上祝、以伊都玖、【此三字以レ音】天之御影神之女、息長水依比賣、生子丹波、比古多々須美知能宇斯王、【此王名以レ音】次²水之穗真若王、次神大根王、亦名、八瓜入日子王、次³水穗、五百依比賣、次御井津比賣〔五柱〕

○御上祝、和名抄に、近江国野洲郡、三上郷あり、祝ハ、職員令、祝部の義解に、
謂為ニ祭主ハフリ贊辭者也、とあり、名義ハ禮人なるべし、上代匍匐するを、礼と
せしゆゑ、匍匐人ハフリにて、人をリと、云ヘるよしは、国典字徵に注ヘり

○以伊都玖ハ、モチイツク以齋也

○天之御影神ハ、舊事紀に、天ノ御陰命ハ、凡河内ノ直等祖、とあり、姓氏錄、
に額田部湯坐ノ連ハ、天津彦根命ノ子、明立天ノ御影命之後也、とあり、式に
近江国、野洲郡御上神社、とあるハ、此御影ノ神にや、靈異記に、近江国野
洲郡、部内御上ノ嶺、有ニ神社一、名曰ニ陥我大神、とあるハ、犬上郡なる、
多何神社を、併祭れるか、猶よく考ベシ

○女ハ、此神の御靈ミタマの、男に化ナリて、女に婚ヨバひ給タマひて、生ウミませる御女也、か、
る例おほし

○息長水依比賣、息長は、近江国坂田郡の地名、水も依も、美称也

○丹波比古多々須美知能宇斯王、丹波ハ国名也、多々須ハ、記傳に、立タツ
の延語にて、国造本紀に、稻葉国造ハ、志賀高穴穗朝ヒコイマスノ御世彦坐王、児、彦多
都彦命ニ、定ニ賜国造、とあるハ、此王と聞ゆ、と云ヘり、美知能宇斯は、紀
に道主とあり

○水之穗真若ノ王、水ハ御母の名を取り、穗ホハ大ホにて、総て称ヘ名也

○（水穂五百依比賣について） 依は宜^{ヨリ}_{ヨロ}

○神大根王、称^ヘ名也、根ハ親む詞、紀に神骨に、作れるハ略也
 ○八瓜入日子王、八瓜ハ八釣^{ヤツリ}にて、大和国十市郡の地名也、顯宗紀に、近
 飛鳥八釣ノ宮とあり、此地に依れる御名也、入は愛る詞

○水穂五百依比賣、水穂ハ、御兄の御名に准^ヘて、ミヅノホ、とよむべし、
 五百ハ、字の如く、依ハ頼^{ヨリ}におなじければ、五百度^{タビヨル}憑てふ、意なるべし

○御井津比賣、御井は、近江国滋賀郡の地名にて、纔に寺号に存れり、今昔
 物語十一に、此寺の由縁を、記せるハ、一向の妄説也、天智紀に、於^{ノコ}山ノ御
 井ノ傍、數^ニ諸神ノ座^一とあり

1「其」施訓なし

又娶^{マタミアヒテ}一其母弟^{ソノミハノオト}、袁祁都比賣命^{ヲケツヒメノミコトニ}、
 次比古意須王^{ツギニヒコオスノミコ}、次伊理泥王^{ツギニイリネノミコ}、
 子^{ミコ}、并^{アハセテヲマリヒトハシラ}十一王

○袁祁都比賣命、ハ御姉の意祁都比賣命に、對^ヘたる御名也

○山代之大筒木真若王、筒木ハ、郡名にて綴喜也

○比古意須王、考なし

○伊理泥王、伊理も泥も^{ウツクシ}愛^ムむ詞

1コノカミ

○十一王は、十五王にて、男十二王、女三王なり
 故^{カレ}₁兄大俣王之子、曙立王、次菟上王、〔柱〕此曙立王者、〔伊勢〕
 之、品遲部君、伊勢之、佐那造之祖」菟上王者、〔比賣陀君之祖〕

○菟^{ウナカミ}上王、菟^{ウナカミ}上の事は、上卷菟上國^{トコロ}造の下（注略）に云り、但し此王の名に負るは、何なる由にか詳^{サダカ}ならず、

○曙立王、名義詳ならず、姓氏錄に、阿居太都ノ命、とあるハ、別人也
 ○菟上王、上総下総等の郡名に、海上^{ウナカミ}あり、式に伊勢国朝明郡、美作国大庭郡等に、菟上神社あり、是らの地名に、由あるか

○品遲部君、按に本牟知別王の、御名代に、品遲部を、定^メ給へり、此品遲部ハ、大和より始^メ、西の国々に置^キ給ひしを、伊勢国にも、由ありて置^キけむ、其委^キ事は傳はらず、扱本牟知別王にハ、此曙立王附^キ副給ひし、縁^{ユエ}を以て、此王の子孫^{ミスエ}の人、品遲部を掌り、姓にも、賜はりしなるべし

○佐那造、式に、伊勢国多氣郡、佐那神社あり、倭姫世紀に、佐奈縣^ノ造祖、弥志呂^ノ宿祢、と云フ人見えたり、同姓か

○比賣陀君、式に大和国、添上郡賣太神社あり、大和志に、稗田村に在^リと記せり又近江国伊香郡に、賣比多^ノ神社あり、古本にハ、比賣多に作れり、履中ノ段に、比賣陀君等賜^レ姓、謂^二比賣陀之君^一と有^リ

1「也」施訓なし 2「也」施訓なし
3ミコ（ハなし）

次小保王者〔當麻、勾君之祖〕 次志夫美宿祢王者〔佐佐君之祖一也〕
 次沙本毘古王者〔日下部連、甲斐国造之祖〕 次袁邪本王者〔葛野ノワカサノキミノオヤ〕
 之別、近淡海、蚊野之別祖²也 次室毘古王者〔若狭之、耳別之祖〕
 其美知能宇志³王、娶二丹波之河上之、摩須郎女、一生子、比婆須比賣命、次真砥野比賣命、次弟比賣命、次朝廷別王〔四柱〕

○當麻勾君、當麻ハ、和名抄に、大和國葛下郡の、郷名にて、多以末、と注せり、當ノ字を、タギとよめるハ、古韵にて、當と云へるハ、音便讀也、勾ハ崇峻紀に、廣瀬ノ勾ノ原、とある地にて、此地に由ある姓なるべし、廣瀬と葛下とハ接キたる所也

○佐々君、式に、伊賀国阿拝郡、佐々神社あり、此地によれるか

○日下部連、詳ならず、河内國河内郡に、日下^{クサカ}てふ、地名あれど、古ヘも今も、クサカベとハ云^{クサカベ}ず、按に日下部とハ、品遲部、なとと同シく、日下^{クサカ}に縁ある人の、御名代に、おけるを、此王の子孫、彼部を掌リ、遂に姓に賜はり、其氏人の、蕃殖^{ウマハリ}しを、史に漏^レて傳はらざるなるべし、諸国に日部^{クサカベ}てふ、地名の多かるは、此氏人の住し、地也と聞ゆ

○甲斐国造、国造本紀に、見えたり

1ミヌノクニノミヤツコ（三野國）
 之、本巢國造、此は一氏にて、上
 は三野國造なるを、造字を之に誤れ
 るなるべし）

此朝廷別王者〔三川之、穗別之祖〕此美知能宇斯王之弟、水穗真若王
 者〔近淡海之、安直之祖〕次神大根王者〔三野國之、本巢國造、
 長幡部連之祖〕

○三川之穗別、三川ハ、參河国也、穗ハ和名抄に、同国郡名、寶飫ハ、穗と
 注せり

○安直、安ハ近江国の郡名、野洲なり

○葛野之別、葛野ハ山城国の郡名なり、此氏考へなし、

○蚊野之別、和名抄に、近江国愛智郡、蚊野郷あり

○若狭之耳別、和名抄に、若狭国三方郡、弥美郷あり

○丹波之河上之、摩須郎女、河上ハ、和名抄に、丹後国熊野郡、川上郷あり、
 麻須考なし、郎女のイラは、入色に通ひ、愛シむ詞也、郎子もおなじ

○比婆須比賣命、名義考なし

○真砥野比賣命も、考なし

○弟比賣命、字の如し

○朝廷別王舊事紀に、三川ノ穗国造ハ、美已止ノ直、とあるハ、此朝廷の轉か

○母泥能阿治佐波毘賣、母泥二字の
うち誤あるべし、【眞福寺本には、此
二字を、丹波と作れども、宜しひと
思はれず、又一本に、母字の傍に、
名歟とするせり、此はよき考へなり、】

次山代之、大筒木、真若王、娶二同母弟、伊理泥王之女、母泥能阿
治佐波毘賣一、生子、迦迩米雷王、〔迦迩米三字以レ音〕此王、娶二
丹波之遠津臣之女、名高材比賣一、生子、息長宿祢王、此王娶二葛
城之、高額比賣、生子、息長帶比賣命、次虛空津比賣命、次息
長日子王〔三柱、此王者、吉備品遲君、針間、阿宗君之祖〕

○母泥能云々考なし

○迦迩米雷王、記傳に、蟹目雷、と云へり、雷ハ其人の、勢あるを云フめり

○遠津臣、詳ならず

○高材比賣、材は君の借字か

○息長宿祢王、息長ハ、近江国坂田郡の、地名也

○高額比賣、和名抄に、大和国葛下郡、高額郷あり、是ハ多遅麻比多詞、
の女にて、葛城に移り住しと聞ゆ

○三野国之、本巣国造、三野ハ美濃国也、本巣は、同國ノ郡名也、記傳に之ノ
字ハ、造の誤リならむ、と云へれど、姑ク字の儘によミつ

○長幡部連、式に常陸国久慈郡長幡部神社あり、この地に依レる姓か

○息長帶比賣命、息長は、御父の名に同じ、彼地にして生立坐しにやらむ、（略）彼息長日子の例を以思へば、此姫尊も、本は息長日女命と申せしを、崩坐て後に、足日女とは加へ稱へ申せるにやあらむ、

○息長帶比賣命、息長ハ御父の、御名におなし、帶ハ足の延語にて、称^ヘ名也
 ○虚空津比賣命ハ、称^ヘ名にて、海宮段に、虚空津日高、とあるを、併^セ見ルべし
 ○吉備品遲君備後国に、品治郡あり、国造本紀に、吉備品治造あり、治ノ下に國ノ字を脱^{オト}せり

○針間阿宗君、式に播磨国揖保郡、阿宗神社あり

1カハマタノイナヨリビメニ

又息長宿祢王、娶^{ミアヒテ}一河俣稻依毘賣^{カハマタイナヨリビメニ}、生^{ウミマセルミコ}子、大多牟坂王^{オホタムサカノミコ}「多牟二字以レ音此者、多遲摩国造之祖也」上所^{カミニイヘルタケトヨハ}謂建豐波豆羅和氣王^{ハヅラワケノミコト}一者^{チモリノオミ}守臣^{オシヌミベノミヤツコ}、忍海部造^{ミナバノミヤツコ}、御名部造^{イナバノ}、稻羽^{オシヌミベ}、忍海部^{タカヌノワケ}、丹波之^{タニハノ}、竹野別^{ヨサミ}、依網^{アビコラガオヤナリ}之、阿毘古等之祖也】

○大多牟坂王、^{オホタムサカノミコ}多牟坂は地名か、【若^{タムサカ}然^{タム}らば、廻^{サカ}坂^{タム}の意にてつけたる名に^{サダカ}や】詳^{ナラズ}、

○河俣稻依毘賣、靈異記に、河内国若江郡、川派ノ里^ニ、有^ニ一女人^ニ云々式に、同郡川俣神社あり、稻依^ハ称^ヘ名か

○大多牟坂^ハ王、名義考^ヘなし

○多遲摩国造^ハ、但馬国也猶国造本紀、但遲麻国造ノ下に、見えたり
 ○道守臣^ハ、地名より、起れるか、字の如く道守なりしが、おのづから、姓となれるか、詳^{ナラズ}、地名には和泉志に、大鳥郡道守ノ神祠あり、字の

意ならむハ、和名抄に、偵邏をよミ、神代紀に、ヨモツチモリ黄守道者、とあり、天武十三年ノ紀に、道守臣、賜レ姓曰二朝臣

○忍海部造、忍海ハ、大和国郡名也、ベ部とあるハ上の、日下部、又品遲部

の例か、天武十二年ノ紀に、忍海ノ造、賜レ姓曰レ連

○御名部ノ造、紀伊国に、三名部浦ミナバウラと云ヘる事、万葉九に見えたり、氏人ハ見えず

○稻羽忍海部、稻羽ハ、因幡国にて、上の忍海部より、分レたる姓なるべし

○丹波之竹野別ハ、丹後国の、郡名にて、此国ハ、丹波国を割リて、置けりし事、既に注イヘり

○依網之阿毘古、依網ハ、和名抄に、摂津国住吉郡郷名、大羅ハ於保与佐美、と注せり、式に同郡大依羅神社四座あり、並名神大、月次、相嘗、新嘗に預り、昔ハ大社なりし故に、尊て大三輪の例に、オホヨサミ大依羅と称し郷名の依網ヨサミをも、オホヨサミ大羅ヒとは、云ヒ初けむ、神功紀に依網ノアビコ吾彦、男垂見ヲダリミヲ、為カムヌシト一祭神主、續紀十八に、摂津国住吉郡人、依網ヨサミノアビコ我孫忍磨、と云フ人見え、應神紀に、豫ヨ佐瀬能伊戒サミノイケ、ともあり、即チ依網ノ池にて、上代オホ大某とは、云ハざりし也、阿毘古は、氏にも戸にも云ヒ、此ハ戸にて、我孫アビコの義なり、摂津志同郡に、吾ア

ムソヂマリミツ

天皇、御年^{ミトシ}陸拾參歲、御陵在伊邪河之坂上也

○陸拾參歲、紀に百十五とあり

○伊邪河、諸陵式に在^ミ大和国添上郡、兆域東西五段、南北五段云々、大和志に在^ミ南都林小路町^一と云^ヘり、抑綏清天皇、御位に即給ひてより、此御代に至るまで、御代ハ、八代を累ね、年ハ四百八十四年を、経し間鞆ノ音だに聞えし事なく、神^ミながら、とこしへに治まりしハ甚^{イト}も^{カク}尊く、願はしき事になむ有ける、世^ノ中は如此こそあらまほしき業なれ

